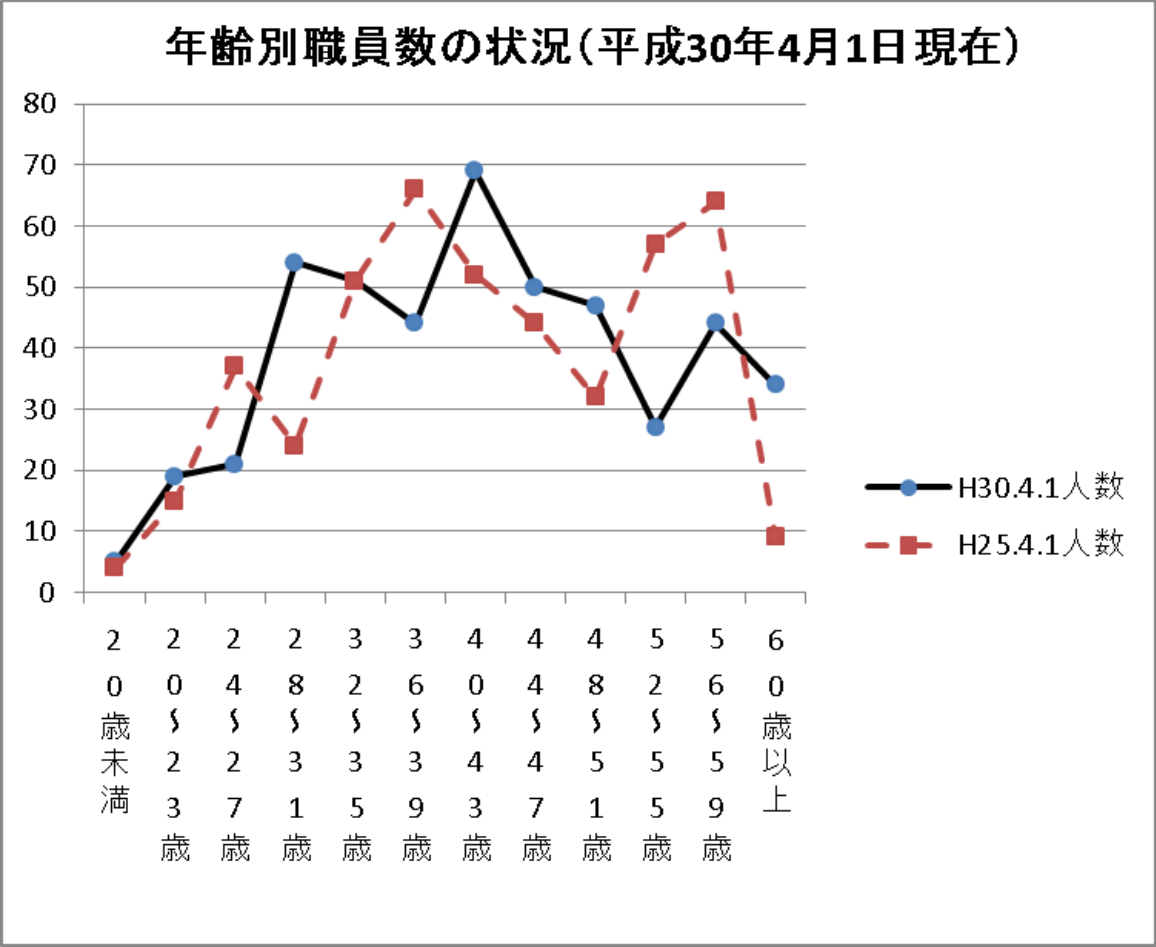


直方市における
人事行政の運営等の状況

平成 30 年 12 月

(3) 年齢別職員構成の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）



(単位：人)

区分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	計
人数	5	19	21	54	51	44	69	50	47	27	44	34	465

(4) 職員数の推移

(単位：人)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	過去 5 年間 の増減数 (率)
一般行政	263	268	271	277	274	277	14 (5.3%)
教育	67	64	58	59	61	58	△9 (△13.4%)
消防	55	56	59	59	59	58	3 (5.5%)
普通会計計	385	388	388	395	394	393	8 (2.1%)
公営企業等 会計計	69	70	70	71	70	72	3 (4.3%)
総合計	454	458	458	466	464	465	11 (2.4%)

(5) 級別職員数の状況 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

ア 一般行政職

(単位：人、%)

区分	職務	職員数	構成比
1 級	主事補	15	5.3
2 級	主事	25	8.9
3 級	主任	52	18.4
4 級	主査	85	30.1
5 級	参事補	71	25.1
6 級	参事	29	10.1
7 級	理事	6	2.1
計		283	100

※ 水道・税務・消防部門職員、保育士、保健師、技能労務職、再任用職員及び任期付職員を除く。

イ 消防職

(単位：人、%)

区分	職務	職員数	構成比
1 級	主事補	8	13.8
2 級	主事	14	24.1
3 級	主任	6	10.4
4 級	主査	16	27.6
5 級	参事補	10	17.2
6 級	参事	3	5.2
7 級	理事	1	1.7
計		58	100.0

2. 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（平成 29 年度普通会計決算）

住民基本台帳人口 平成 30.1.1 現在	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
57,149 人	243 億 4,619 万 9 千円	1,076 万 6 千円	36 億 3,006 万 8 千円	14.91%

※1 人件費には、特別職に支給された給料・報酬等 3 億 7,543 万 6 千円、退職手当金 3 億 8,179 万 1 千円を含む。

※2 普通会計とは、一般会計、同和地区住宅資金貸付特別会計のことで、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計、上頓野産業団地事業特別会計、水道事業会計を除いた会計。

(2) 職員給与費の状況（平成 30 年度普通会計予算）

職員数 (A)	給与費				一人当たり給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計 (B)	
370 人 (32 人)	14 億 8,902 万 9 千円	2 億 4,389 万 5 千円	5 億 8,828 万 6 千円	23 億 2,121 万円	577 万 4 千円

※1 職員手当には、退職手当を含まない。

※2 給与費は、当初予算に計上された額。

※3 一人当たり給与費は、総支給額の平均。

※4 職員数 370 人は、普通会計に属する数。

※5 職員数の（ ）内は、再任用勤務職員数の外数。

(3) 職員の平均給料月額および平均年齢の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

区分	一般行政職		
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
直方市	42 歳 8 月	319,937 円	376,645 円

※ 一般行政職とは、一般職の職員（465 人）から水道事業、税務、消防本部、技能労務の職員などを除いたものをいい本市では 304 人（再任用職員 15 人及び任期付職員 2 人を含む）です。

※「平均給料月額」には、「給料」、「管理職手当」及び「教職調整額（教育職員のみ支給）」を含む。

※「平均給与月額」には、「扶養手当」、「地域手当」、「住居手当」、「時間外勤務手当」など全ての諸手当を含む。

（参考：平成 29 年 4 月 1 日現在）

区分	一般行政職（平成 29 年 4 月 1 日現在）		
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
直方市	42.4 歳	319,200 円	370,000 円
福岡県	43.2 歳	330,600 円	418,756 円
国	43.6 歳	330,531 円	410,719 円
類似団体	41.8 歳	314,916 円	384,971 円

※ 「平均給料月額」には、「給料」、「管理職手当」、「教職調整額」を含む。

※ 直方市、福岡県、類似団体の「平均給与月額」には、「扶養手当」、「地域手当」、「住居手当」、「時間外勤務手当」など全ての諸手当を含む。

※ 国の「平均給与月額」には、「扶養手当」、「俸給の特別調整額（管理職手当）」、「地域手当」、「広域異動手当」、「研究員調整手当」、「住居手当」、「本省業務調整手当」、「寒冷地手当」（年額を 12 で除した額）及び「特勤勤務手当」、「通勤手当」、「時間外勤務手当」及び「特殊勤務手当」等を含まない。

(4) 職員の初任給の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

区分		直方市（単位：円）
一般行政職	大学卒	17 万 9,200 円
	高校卒	15 万 1,500 円

(5) 職員の経験年齢別・学歴別平均給料月額（平成 30 年 4 月 1 日現在）（単位：円）

区分		経験年数 10 年以上 15 年未満	経験年数 15 年以上 20 年未満	経験年数 20 年以上 25 年未満
一般行政職	大学卒	27 万 1,600 円	34 万 1,800 円	37 万 400 円
	高校卒	24 万 4,600 円	28 万 8,100 円	34 万 9,200 円

(6) ラスパイレス指数の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

直方市	福岡県	国
100.7	101.4	100.0

※ ラスパイレス指数とは、国家公務員（一般行政職）の給与水準を 100 とした場合の地方公務員（一般行政職）の給与水準を示す指数である。

(7) 職員手当の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

ア 期末手当・勤勉手当及び退職手当の支給割合

区 分		直方市		国	
期末手当・勤勉手当 の支給割合	項目 支給時期	期 末	勤 勉	期 末	勤 勉
	6 月期	1.225 月分	0.90 月分	1.225 月分	0.90 月分
	12 月期	1.375 月分	0.90 月分	1.375 月分	0.90 月分
	計	2.6 月分	1.8 月分	2.6 月分	1.8 月分
	加算措置	職制上の段階、職務 の級等による措置有		職制上の段階、職務 の級等による措置有	
退職手当の支給割合	項目 年数等	自己都合	定年・勸奨	自己都合	定年・勸奨
	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	39.7575 月分	47.709 月分
	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分
	加算措置	定年前早期退職特別措置（3%～45%加算）		定年前早期退職特別措置（3%～45%加算）	
	29 年度一人当たり 平均支給額	1,440 万円	2,074 万円	—	—
	特別職				
	市長	1 期 4 年 16.32 月分 1,460 万 6 千円			
	副市長	1 期 4 年 12.24 月分 893 万 5 千円			

※ 加算措置については、定年前早期退職を実施した場合のみ対象。（平成 29 年度については、定年前早期退職は未実施。）

イ 地域手当（平成 30 年 4 月 1 日）

支給率	県の制度による支給率	国の制度による支給率
0.0% (20.0%・5.4%・4.6%)	4.25%	0.0%
支給職員数	0 人（6 人）	一人当たり平均支給月額
		0 円（26,185 円）

※ 支給率、支給職員数、一人当たり平均支給月額各欄の（ ）内の数字は、総務省、衆議院法制局、福岡県、福岡県後期高齢者医療広域連合、九州旅客鉄道（株）、独立行政法人国立文化財機構へ派遣された職員の外数。

ウ 特殊勤務手当（平成 30 年 4 月 1 日）

全体に占める支給職員の割合	20.9%
支給職員一人当たり平均支給月額	5,697 円
手当数	5 種類
手当の内容	生活保護現業員手当、行旅病人・死者取扱手当、汚物処理作業手当、消防救急・災害等業務手当、消防夜間業務手当

手当の名称	支給対象業務・職員	左記職員に対する支給単価
生活保護現業員手当	生活保護法に基づく業務に従事し、常時外勤する職員	日額 230 円
行旅病人・死者取扱手当	精神病者、行旅病人又は死者の収容に従事した職員	精神病者、行旅病人 1 件 700 円 死者 1 件 2,000 円
汚物処理作業手当	ごみ等の処理又は下水しゅんせつ作業に従事する職員	日額 300 円
	し尿又はごみ処理場の作業に従事する職員	日額 200 円
消防救急・災害等業務手当	消防職員が救急車によって救急業務に従事した場合	救急救命士 1 回 510 円 その他 1 回 150 円
	消防職員が災害出動に従事した場合	1 回 200 円
	消防職員が潜水器具を装着して潜水作業（訓練を含む。）に従事した場合	1 回 350 円
	消防職員が死体搬出に従事した場合	1 回 400 円
消防夜間業務手当	消防職員（夜間勤務を正規の勤務とする職員）が夜間業務に従事した場合	その勤務時間が 2 時間以上の場合 400 円
		2 時間未満の場合 300 円

エ 時間外勤務手当

平成 29 年度	支給総額	1 億 2,087 万円
	一人当たり平均支給年額	25 万 4 千円
平成 28 年度	支給総額	1 億 1,544 万円
	一人当たり平均支給年額	24 万 3 千円

オ その他手当

手当名	内容
扶養手当	配偶者 6,500 円、扶養親族（子）10,000 円、（父母等）6,500 円。 満 15 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子がいる場合に 1 人につき 5,000 円加算。
住居手当	家賃等により 100 円～27,000 円（限度）の範囲内で支給。
通勤手当	利用機関等により 1,300 円～55,000 円（限度）の範囲内で支給。
管理職手当	支給率は給料に対する割合で部長 13%、課長 11%を支給。

(8) 特別職の報酬等の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

区 分		給料月額等	区 分		平成 30 年度 支給割合
給料	市長	89 万 5,000 円	期末手当	市長	6 月期 1.575 月分
	副市長	73 万円		副市長	12 月期 1.725 月分
報酬	議長	50 万 8,000 円		計 3.3 月分	
	副議長	44 万 6,000 円		議長	6 月期 1.575 月分
	議員	41 万 3,000 円		副議長	12 月期 1.725 月分
				議員	計 3.3 月分

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間

ア 標準的な勤務時間

開始時刻	終了時刻	休憩時間	1 日の勤務時間	1 週間の勤務時間
午前 8 時 30 分	午後 5 時	午後 0 時 15 分 ～午後 1 時	7 時間 45 分	38 時間 45 分

イ 交替制勤務の消防職員

開始時刻	終了時刻	休憩時間	1 当務の勤務時間	1 週間の勤務時間
		仮眠時間		
午前 8 時 30 分	翌日の午前 8 時 30 分	午後 0 時 15 分～午後 1 時	15 時間 30 分	38 時間 45 分
		午後 5 時 15 分～午後 6 時		
		午後 9 時～翌日午前 6 時 (2 時間の勤務時間を除く)		

(2) 休暇制度

休暇の種類		休暇日数等
年次有給休暇		1 の年度につき 20 日を付与（前年度に未使用日数がある場合は、最大 20 日を翌年度に繰越）
病気休暇		医師の証明等に基づき最小限度必要と認める日又は時間を付与
特別 休暇	結婚休暇	婚姻する職員に対し、最大 7 日を付与
	生理休暇	生理に伴う身体の変調により、勤務が困難な職員に対し、最大 3 日を付与
	つわり休暇	妊娠によるつわりにより、勤務が困難な職員に対し、最大 7 日を付与
	検診休暇	母子保健法に規定する保健指導、健康診査を受ける場合に、必要と認められる時間を付与
	出産休暇 (産前・産後)	妊娠した職員に出産予定日までの 8 週間、出産日の翌日から 8 週間を付与
	育児時間	生後 1 年に達しない子を養育する職員に対し、1 日につき 2 回（1 回 30 分）を付与
	子の看護 休暇	子（中学校就学の始期に達しない子）の看護が必要な職員に対し、一の年度において最大 5 日（子が 2 人以上の場合は最大 10 日）を付与
	子の養育 休暇	職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあつては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき、当該期間内において最大 5 日を付与
	配偶者 出産休暇	配偶者の出産に際し、最大 3 日を付与
	短期の介護 休暇	職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により、2 週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者（要介護者）の介護のために勤務しないことが相当であると認められる場合、一の年度において最大 5 日（要介護者が 2 人以上の場合は最大 10 日）を付与
	忌引	親族の喪に遇った職員に対し、続柄に応じ、1～10 日を付与
	祭日	配偶者、子、父母の法事等の追悼をする職員に対し、1 日を付与
	夏季休暇	全職員に概ね 7 月～9 月までの間において、5 日を付与
	ドナー休暇	骨髄移植のために骨髄液を提供する職員に対し、検査・入院等に必要となる期間の休暇を付与
ボランティア 休暇		自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する職員に対し、一の年において最大 5 日を付与
介護休暇		職員が要介護者の介護をするために勤務しないことが相当であると認められる場合、6 月の期間内において必要と認められる 2 週間以上の期間の休暇を付与（休暇期間は無給）。
介護時間		要介護者の介護をする職員に対し、3 年の期間内において、1 日につき 2 時間を超えない範囲で休暇を付与（30 分単位）（休暇時間は無給）。

※ 特別休暇の他の種類として、「交通遮断」、「住居滅失・破損」、「交通機関の事故」、「証人・鑑定人・参考人としての出頭」、「選挙権等の権利行使」、「公務上の負傷・疾病」などがある。

(3) 育児休業取得者数（平成 29 年度）

(単位：人)

区分	育児休業取得者数	部分休業取得者数	育児短時間勤務者数
男性	2	0	0
女性	4	2	2
計	6	2	2

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数（平成 29 年度）

(単位：人)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務成績の不良	0	0	0	0	0	0
心身の故障	0	0	13	0	13	0
適格性の欠如	1	0	0	0	0	0
廃職過員	0	0	0	0	0	0
刑事事件に因る起訴	0	0	0	0	0	0
欠格条項該当	0	0	0	0	0	0

※ 上記分限処分者数は平成 29 年度中の延べ人数であり、同一の者が 2 回処分を受けた場合は、2 人として算定

(2) 懲戒処分者数（平成 29 年度）

(単位：人)

区 分	免職	停職	減給	戒告	合計	訓告
法令違反	0	0	0	0	0	0
職務上の義務違反又は職務怠慢	0	0	0	1	0	8
非違行為	0	0	0	0	0	0

5. 職員の服務の状況

(1) 職員の職務上の義務（平成 29 年度）

（単位：人）

区 分	内 容	違反者数
法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	職員は法令に従い、かつ、上司の職務命令に従わなければならない	0
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけ、又は職の不名誉になるような行為をしてはならない	0
秘密を守る義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない	0
職務に専念する義務	職員は勤務時間中、職務に注意力のすべてを用い、職務にのみ専念しなければならない	0
政治的行為の制限	職員は政治活動をしてはならない	0
争議行為等の禁止	職員はストライキ等をしてはならない	0
営利企業等の従事制限	職員は営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業にも従事してはならない	0

(2) 営利企業等従事許可申請の状況（平成 29 年度）

（単位：件）

区 分	申請件数	許可件数
会社の役員等の地位を兼ねる場合	0	0
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	2	2
報酬を得て事業もしくは事務に従事する場合	1	1
計	3	3

6. 職員の研修の状況（平成 29 年度）

（単位：人）

研 修 内 容 等		受 講 者 数	
庁内研修	新規採用職員研修（前期）	対象職員	15
	新規採用職員研修（後期）	対象職員	13
	新規採用職員研修（体験型）	対象職員	13
	総合案内実務体験研修	対象職員	10
	採用 3 年次研修	対象職員	19
	評価者面談スキルアップ研修	管理職	23
	チームング研修	管理職	33
	メンタルヘルス研修	管理職	21
	コーチング研修	監督職(対象者)	29
	障害者差別解消法研修	各部職員	461
	文書管理研修	各部職員	91
	財務事務基礎研修	対象職員	26
	法務研修	各部職員	41
	安全運転研修	対象職員	36
	財政制度研修	各部職員	269
派遣研修	福岡県市町村職員研修所	関係職員	延べ 126
	全国建設研修センター	関係職員	1
	市町村職員中央研修所	関係職員	1
	全国市町村国際文化研修所	関係職員	4
	北九州市職員研修所(連携中枢都市圏連携事業)	関係職員	3
	福岡県建設技術情報センター	関係職員	延べ 41
人権同和研修	同和問題研修会	各部職員	174
	人権講習会	監督職	5
	人権問題講演会	各部職員	60
	同和問題講演会	各部職員	60
安全運転	安全運転管理者等講習会	正副安全運転管理者	7

※ 消防職員専門研修

(単位：人)

研 修 内 容 等	受 講 者 数
(1) 一般研修	
文書管理研修	10
新任係長研修	1
新ファイルサーバー移行及びネットワーク強靱化による対応説明会	54
同和問題研修会	48
同和問題講演会	2
法制執務基礎研修	1
法制執務応用研修	1
職場のメンタルヘルスセミナー	54
安全運転講習会	2
ヤングドライバーズコンテスト	4
障がい者差別解消法対応研修	59
コーチング研修	1
安全運転研修	3
人権問題講演会	3
情報公開・個人情報保護研修	1
同和問題研修	3
(2) 専門研修	
○福岡県消防学校	
初任教育	1
特別教育（救助科）	3
幹部教育（初級幹部科B）	1
幹部教育（初級幹部科A）	1
特別教育（警防実務研修）	3
専科教育（特殊災害科）	1
専科教育（予防査察科）	2
特別教育（救急救命士処置拡大講習）	1
○消防大学校	
専科教育（警防科）	1
○北九州市消防訓練研修センター	
予防技術課程	1
○飯塚病院	
病院実務研修（就業前実習）	1
病院実務研修（救命士気管挿管実習）	1
病院実務研修（就業前実習）	1
病院実務研修（救命士再研修）	3
プロトコール作業部会	1

ドクターカー症例検討会	2
筑豊地域救命救急研究部会	15
救急活動事後検証	13
○その他	
全国消防長会総務委員会防災講演会	2
救急救命九州研修所総合シミュレーション見学	3
防災気象連絡会	2
県民火災共済評議会	1
「危険物安全週間」防災講演会	1
警防委員会事務事業「消防職員の活動時における熱中症対策」	1
原子力防災基礎研修	1
筑豊地域救命救急研修会	7
消防団員安全管理セミナー	1
危険物実務研修	5
安全（副安全）運転管理者講習会	2
福岡県消防長会予防実務講習会	2
直轄地区危険物安全協会研修視察	2
消防職員安全衛生研修会	1
福岡救急医学会学術集会	4
口頭指導プロトコル策定研修	1
火災防ぎょ計画等への対応策及びハラスメント等への対応策に関する全国ブロック別説明会	2
火災調査研修会	5
消防設備安全協会直轄支部研修視察	1
福岡県消防長会違反是正推進連絡会	1
消防用設備等セミナー	3
公共建築物長寿命化計画策定研修会	1
火災調査研究会発表会	5
口頭指導技術発表会	2
危険物実務研修会	3
福岡県P S L S（脳卒中病院前救護）講習会	2
全国消防長会九州支部消防長研修会	1
住宅防火防災推進シンポジウム	1
福岡県国民保護共同図上訓練参観	1
消防大学校フォーラム及び特別講習会	2
防災研修会	2
消防法令に基づく規制事務に関する職員育成派遣	2
M C L S（多数傷病者への医療対応）標準コース	2

福岡県消防協会筑豊ブロック勉強会	1
救助事例研究会	5
特殊災害科教育における公開講座	2
自殺未遂者支援研修	1
九州北部豪雨研修会	5
福岡県消防長研修会	1
福岡県消防長会警防委員会	1
消防本部（局）研修会	1
火災調査発表会	2
危険物安全協会実務担当者研修会	1
福岡県消防救助技術指導者研修会	2
ドクターヘリ運航調整委員会	1
女性消防団員研修会	2
高速自動車道福岡県消防連絡協議会北部地区研修会	2
○資格取得講習	
大型運転免許	1
第三級陸上特殊無線技士講習会	2

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の定期健康診断の状況（平成 29 年度）

（単位：人）

区 分	実施日	受診者数
健康診断	平成 29. 5. 16～平成 29. 12. 25	588

※ 健康診断の受診者数には、非常勤職員を含む。

(2) 公務災害の発生状況（平成 29 年度）

（単位：件）

区 分		災害件数
公 務 災 害	職務遂行中の負傷	3
	職務に伴う合理的行為又は準備・後始末中の負傷	0
	出張中の負傷	0
	レクリエーション参加中の負傷	0
	その他の行為中の負傷	0
通勤災害		2

※ 加入団体：地方公務員災害補償基金（福岡県支部）

(3) 職員の福利厚生の状況（平成 29 年度）

区 分	代表的な事業内容	クラブ数
文化事業	文化クラブ活動補助	1
体育事業	体育クラブ活動補助	8

(4) 公平委員会からの勧告に基づく勤務条件等の是正措置（平成 29 年度）

区分	件数	内容
勤務条件	0	—
不利益処分	0	—